

(公 印 省 略)

分医発第2450号
令和7年10月6日

各 郡市等医師会担当理事 殿

大分県医師会常任理事 三 島 康 典

医療法施行規則に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部改正について
(病床機能報告の方法に係る所要の改正)

厚労省より標記通知が発出された旨、日本医師会から別紙のとおり連絡が参りましたので、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会関係医療機関への周知方ご高配のほど、よろしくお願い申し上げます。

都道府県医師会
担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会常任理事
今村 英仁
(公印省略)

医療法施行規則に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部改正について
(病床機能報告の方法に係る所要の改正)

今般、厚生労働省より各都道府県宛に標記に係る通知が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

本通知は、医療法施行規則に基づく病床機能報告の方法及び病床機能報告の公表の方法の一部を改正し、令和 7 年 10 月 1 日から同年 11 月 30 日までに行うものとされている病床機能報告より適用する旨、通知するものです。

ただし、令和 6 年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日までの期間に係る報告内容等については、改正前のなお従前の例によるとされております。

改正の主な内容は、下記のとおりです。

なお、病床機能報告及び外来機能報告については、可能な限り医療機関等情報支援システム (G-MIS) により報告を行うこととされており、令和 7 年度病床機能報告・外来機能報告の「確認・記入要領」について、厚生労働省のホームページが参考として示されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会及び関係医療機関等への周知方につきご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

病床機能報告の報告内容等のうち「入院患者に提供する医療の内容」について、診療報酬改定等を踏まえ、以下のとおり改正する。

- 1 「救急医療の実施状況」の項目について、「急性期充実体制加算の算定件数」の区分を「急性期充実体制加算 1 及び 2 の算定件数」に細分化
- 2 「急性期を経過した患者及び在宅復帰に対する支援の状況」の項目について、以下のとおり改正
 - (1) 「入退院支援加算 1 及び 2 の算定件数」の区分を「入退院支援加算 1 から 3 までの算定件数」に細分化
 - (2) 「入院時支援加算の算定件数」の区分を「入院時支援加算 1 及び 2 の算定件数」に細分化
- 3 「疾患に応じたリハビリテーション及び早期のリハビリテーションの状況」の項目について、「急性期リハビリテーション加算の算定件数」を追加
- 4 「病床を有する診療所の機能」の項目について、「診療所型介護療養施設サービス費等（有床診療所の介護療養病床における診療所型介護療養施設サービス費及びユニット型診療所型介護療養施設サービス費をいう。）」に関する規定を削除
- 5 「医科歯科の連携状況」の項目について、「周術期等口腔機能管理料（Ⅱ）及び（Ⅲ）の算定件数」の区分を「周術期等口腔機能管理料（Ⅱ）から（Ⅳ）までの算定件数」に細分化

○令和 7 年度病床機能報告 確認・記入要領

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055891.html>

○令和 7 年度外来機能報告 確認・記入要領

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000095525_00013.html

事務連絡
令和7年9月29日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

「医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法及び医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する告示」の公布等について（周知依頼）

標記について、別添のとおり、各都道府県知事宛てに通知しましたので、ご了解いただくとともに、貴団体会員等へ周知いただきますようお願いいたします。

医政発 0929 第 1 号
令和 7 年 9 月 29 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

「医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法及び医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する告示」の公布等について（通知）

医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法及び医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する告示（令和 7 年厚生労働省告示第 262 号）が本日別添のとおり公布され、告示日（令和 7 年 10 月 1 日から同年 11 月 30 日までに行うものとされている病床機能報告）より適用されることとなりました。（ただし、令和 6 年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日までの期間に係る報告内容等については、改正前のなお従前の例による。）

改正の主な内容等は、下記のとおりですので、貴職におかれては、これを御了知いただくとともに、貴管内の医療機関、関係団体に対して周知をお願いいたします。

なお、病床機能報告及び外来機能報告については、業務効率化の観点から、医療機関は、可能な限り医療機関等情報支援システム（G-MIS）により報告を行うこととしており、令和 7 年度病床機能報告・外来機能報告の「確認・記入要領」については、それぞれ以下の厚生労働省のホームページにおいて掲載しているため、これらの報告に当たって参考としていただけるよう、貴管内の医療機関、関係団体に対して、併せて周知をお願いいたします。

○令和 7 年度病床機能報告 確認・記入要領

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055891.html>

○令和 7 年度外来機能報告 確認・記入要領

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000095525_00013.html

記

第1 改正の主な内容

病床機能報告の報告内容等のうち「入院患者に提供する医療の内容」について、診療報酬改定等を踏まえ、以下のとおり改正する。

- 1 「救急医療の実施状況」の項目について、「急性期充実体制加算の算定件数」の区分を「急性期充実体制加算1及び2の算定件数」に細分化
- 2 「急性期を経過した患者及び在宅復帰に対する支援の状況」の項目について、以下のとおり改正
 - (1) 「入退院支援加算1及び2の算定件数」の区分を「入退院支援加算1から3までの算定件数」に細分化
 - (2) 「入院時支援加算の算定件数」の区分を「入院時支援加算1及び2の算定件数」に細分化
- 3 「疾患に応じたリハビリテーション及び早期のリハビリテーションの状況」の項目について、「急性期リハビリテーション加算の算定件数」を追加
- 4 「病床を有する診療所の機能」の項目について、「診療所型介護療養施設サービス費等（有床診療所の介護療養病床における診療所型介護療養施設サービス費及びユニット型診療所型介護療養施設サービス費をいう。）」に関する規定を削除
- 5 「医科歯科の連携状況」の項目について、「周術期等口腔機能管理料（Ⅱ）及び（Ⅲ）の算定件数」の区分を「周術期等口腔機能管理料（Ⅱ）から（Ⅳ）までの算定件数」に細分化

第2 適用期日等

告示日：令和7年9月29日

適用期日：告示日（ただし、令和7年10月1日から同年11月30日までに行うものとされている病床機能報告から適用し、令和6年4月1日から同年5月31日までの期間に係る報告内容等については、なお従前の例による。）

以上